

諮問第25号
令和4年11月16日

世田谷区地域保健福祉審議会
会長 中村秀一様

世田谷区長 保坂展人

世田谷区地域保健福祉推進条例（平成8年3月条例7号）第19条第2項第4号の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

諮問事項

せたがやノーマライゼーションプラン―世田谷区障害施策推進計画―の策定にあたっての考え方について

1 諮問事項（諮問第25号）

せたがやノーマライゼーションプラン―世田谷区障害施策推進計画―の策定にあたっての考え方について

2 諮問理由

世田谷区は、「障害のある人もない人もお互いの人格や個性を尊重して、住み慣れた地域で支えあい、自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現」をせたがやノーマライゼーションプラン―世田谷区障害施策推進計画―の基本理念とし、障害者（児）の支援施策を総合的に推進しています。

令和4年9月には、「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」を制定し、障害理解の促進や差別解消、参加や活躍の場の拡大、情報コミュニケーション等について、必要な施策を講じていくことを決めました。

一方で国では、国連の障害者権利委員会から日本政府に対して90項目以上の勧告があり、この勧告を踏まえた国や都の動向を注視する必要があります。

そこで、「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」を基礎として施策展開を図れるよう、せたがやノーマライゼーションプラン―世田谷区障害施策推進計画―の策定にあたっての考え方について諮問します。